平成２４年（フ）第１７８号
三重県四日市市追分１丁目７番14号
破産者　堀　満喜男
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
三重県四日市市生桑町1567番２
破産者　エフエーテック有限会社
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６７９号
京都市南区久世上久世町168番地１
破産者　合同会社ラピス
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７４０号
京都市伏見区下鳥羽南三町11番地　シュロスインレット103号室
破産者　株式会社ベルネット
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県宍粟市波賀町日見谷273番地の５
破産者　有限会社大島建築工匠
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第６５１号
岡山市東区瀬戸町光明谷337番地
破産者　西脇　周平
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７４号
岡山市北区厚生町１丁目11番２号、旧住所岡山市北区厚生町１丁目５番17―404号
破産者　原　浩太郎
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２４号
岡山市北区野殿東町９番６号
破産者　森　　伸一
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５号
香川県丸亀市垂水町932番地３
破産者　有限会社奥田組
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２６３号
長崎県長崎市五島町４番19号
破産者　有限会社倶楽部開港社
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
熊本県人吉市願成寺町1345番地の５
破産者　有限会社カウ・カーズ
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第３３号
千葉県木更津市大和１丁目10番11―501号
破産者　高橋　武夫
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第９９号
釧路市城山１丁目２番５号
破産者　有限会社釧路デンタルサプライ
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７２号
名古屋市中村区烏森町３丁目73番地の１
破産者　株式会社三揮
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８７３号
名古屋市中村区烏森町３丁目73番地の１
破産者　株式会社川崎商店
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５１号
名古屋市港区明正１丁目151番地103
破産者　小柳設備サービス株式会社
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５号
秋田県北秋田市阿仁前田字陣場岱87番地
破産者　有限会社吉勝組
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１８号
富山県氷見市窪3283番地の29
破産者　有限会社民宿いけなが
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４６０号
金沢市米泉町７丁目48番地
破産者　株式会社長田商会
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２２１号
最後の住所金沢市本多町３丁目５番17号
破産者　被相続人亡箕田誠治郎の相続財産
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
福岡県行橋市大字上稗田848番地、住民票上の住所福岡県行橋市大字上稗田849番地
破産者　白石　俊美
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所行橋支部破産係